報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年 11 月 20 日

「消費者保護ルール実施状況のモニタリング 2026 年度調査計画」（案）に対する意見募集の結果及び「消費者保護ルール実施状況のモニタリング 2026 年度調査計画」の公表

総務省は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に基づく消費者保護ルールの遵守状況について調査等を行うため、2026 年度の定期調査の調査計画案を作成し、令和８年８月 25 日（火）から同年９月 24 日（木）までの間、意見募集を実施しました。
当該意見募集の結果を踏まえ、「消費者保護ルール実施状況のモニタリング 2026 年度調査計画」を取りまとめましたので、公表します。

１　経緯

総務省では平成 28 年に「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」を策定し、同基本方針に基づき、消費者保護ルールの遵守状況の調査等を行うとともに、その結果を関係者間で共有し、検討及び評価を行うことを目的として、平成 28 年度から毎年度の定期調査を実施しています。

今般、令和８年度の定期調査を実施するに当たり、令和８年８月 25 日（火）から同年９月 24 日（木）までの間、調査計画案について意見募集を実施した結果、22 件の意見が提出されました。提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方は別紙１のとおりです。これらの意見を踏まえ、「消費者保護ルール実施状況のモニタリング 2026 年度調査計画」を取りまとめましたので、別紙２のとおり公表します。

２　意見募集の結果及び 2026 年度調査計画の公表

○　提出された御意見及びそれらに対する総務省の考え方（別紙１）
○　「消費者保護ルール実施状況のモニタリング 2026 年度調査計画」（別紙２）

なお、別紙１及び別紙２は、e-Gov（https://www.e-gov.go.jp）の「パブリック・コメント」欄に掲載します。

３　今後の予定

今後、本計画（別紙２）に基づき定期調査を実施してまいります。

連絡先

総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課
消費者契約適正化推進室
担　当：久保田消費者契約適正化調整官、岩田官
住　所：〒100-8926
東京都千代田区霞が関2-1-2中央合同庁舎第２号館
電話：03-5253-5488（直通）